

令和4年度 相模原市中小企業研究開発補助金 【新型コロナウイルス関連型】

新型コロナウイルス感染症対策に資する製品（遠隔や非対面等）等の研究開発に要する経費の一部を補助する『相模原市中小企業研究開発補助金【新型コロナウイルス関連型】』を募集します。皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

*** 新型コロナウイルス関連型募集概要 ***

○対象

市内に事業所を有し、市内の研究開発拠点で感染症対策に資する新技術・新製品開発等の研究開発を行う市内中小企業者等が対象です。

○補助率及び補助金額

補助率：研究開発に要する経費の3／4以内

補助額：（1案件につき）50万円以上300万円以下です。

○補助対象期間 令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

○採択件数 3件程度を予定しております。

○申込受付期間 令和4年5月18日（水）～6月30日（木）必着

○選考方法 外部専門家（学識経験者、技術専門家、税理士等）の意見を聞き、評価を行います。

○申請書類 さがみはらものづくり企業支援サイトからダウンロードしていただくか、産業支援課までご連絡ください。

※URL、QRコードは裏面に掲載しています。

○申込方法 産業支援課へ郵送にて応募してください。

○問合せ及び申込先

相模原市 環境経済局 産業支援課（担当：岡野・平本・大久保）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15（市役所本館5階）

TEL：042-707-7154（直通）

★応募にあたっての注意点★
募集要領も併せてご確認ください。

●補助対象事業について

補助対象事業は、市内中小企業者が自ら行う新製品、新技術等に関する研究開発となります。
ただし、次の場合は、対象となりません。

- ①研究内容が既に他において完成されたものと同じのものとみなされる場合
- ②申請者が研究開発の全部又は大部分を他に委託する場合
- ③当該研究開発の目的以外の機械、器具等の購入（設備投資）のための申請とみなされる場合

●補助対象者の要件について

補助金の交付を受けることができる者は、相模原市内に事業所を有し、補助対象事業に係る研究開発拠点が市内である事業者等であり、相模原市が課税する市税に未納がない者であって、次の各号に掲げるものとします。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、一部補助対象とならない団体等があります）

※株主や役員の構成（例：発行株式の総数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業の所有）等により、補助対象者とならない場合があります。

※過去に本補助金に採択された事業者については、前回採択された年の翌年から3年間は、当該補助金の申請をすることができません。

●補助対象経費について

補助対象となる主な経費については次のとおりです。（詳しくはお問い合わせください）

- ①原材料費 ②機械装置・工具器具費 ③外注加工費 ④技術指導受入れ費
- ⑤直接人件費 ⑥研究開発委託費（中小企業団体のみ）

●審査について

(1) 審査の基準

- ①技術評価（研究内容の新規性、基礎技術、研究開発体制、研究方法等）
- ②事業化評価（開発成果の市場性や事業化に向けた計画・体制等）
- ③経理評価（資金の調達能力、企業内容等）

(2) 審査結果の通知等

審査の結果については、募集締切後、概ね1か月から2か月後に事業者に対して書面で通知します。
また、採択された研究開発事業については、事業者名及びテーマ名等を市ホームページにて公表します。

●その他

- (1) 補助事業を実施した結果得られた工業所有権（特許権、実用新案権など）は、補助事業者に帰属します。
- (2) 補助金は、原則として補助事業終了後に支払います。
- (3) 同一内容の研究開発で他の補助金等を受ける場合は応募できません。
- (4) 中小企業研究開発補助金制度（新型コロナウイルス関連型）は、事業者の新型コロナウイルス感染症対策に資する製品や技術の研究開発を支援するものであり、その研究開発により生まれた製品や技術の新型コロナウイルス感染症に対する予防効果・安全性を市として保証するものではありません。

★さがみはらものづくり企業支援サイト内に詳細を掲載しています！

募集要領や申請書類のダウンロードは次のURL、QRコードからご確認ください↓

URL：https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/r4corona/

